

伊勢市農業委員会 第190回 総会議事録

日 時	令和3年10月15日（金） 13時54分～15時18分
場 所	御菌公民館 2F 講堂
出席委員	<p>15名</p> <p>1番 中川 亜沙美    2番 森 美江    3番 吉田 保</p> <p>5番 川端 善宏    6番 神廣 敏夫    7番 中澤 利吉</p> <p>8番 中西 重喜    10番 中西 正平    11番 北村 安弘</p> <p>12番 山口 和男    13番 森川 正弘    15番 出口 勝信</p> <p>16番 奥野 隆史    18番 大西 正義    19番 森北 雅博</p>
欠席委員	<p>4名</p> <p>4番 山添 久憲    9番 東浦 弘行    14番 泉 一嘉</p> <p>17番 岩尾 昭</p>
総会出席職員	<p>農業委員会事務局</p> <p>日置 幸美（局長）</p> <p>中野 雅之（係長）</p> <p>上野 結女（会計年度任用職員）</p> <p>農林水産課</p> <p>青木 茉耶（会計年度任用職員）</p>
会議録署名者	2番 森 美江    11番 北村 安弘
付議事項	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 非農地証明願について</p> <p>議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）</p>
報告事項	<p>1. 農地法第3条による使用貸借契約の合意解約による通知書について</p> <p>2. 農用地利用集積計画の中途解約について</p> <p>3. 農地利用変更届出書について</p>

<p>議 長</p> <p>局 長</p> <p>議 長</p> <p>係 長</p>	<p>4. 農地の転用事実に関する照会書について（津地方法務局伊勢支局より）</p> <p>5. その他</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから、伊勢市農業委員会第190回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席者は15名であり、在任委員の過半数を超えております。よって、会議は成立をいたしております。</p> <p>本日の会議録署名者につきましては、慣例によりまして、議長より指名させていただいて、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声多数あり）</p> <p>ご異議なしということでございますので、</p> <p>もり みえ 2番の森 美江さん</p> <p>きたむら やすひろ 11番の北村 安弘さん</p> <p>のご兩名をお願いいたします。</p> <p>それでは審議に入りたいと思います。事務局お願いします。</p> <p>それでは付議事項につきまして提案させていただきます。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  議案第4号 非農地証明願について  議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）  以上あわせて5件でございます。よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p> <p>では、初めに本日配布しました資料を確認させていただきます。いつもの写真資料と地図を配布いたしました。不足のある方は挙手をお願いいたします。</p>
---	---

それでは、ご説明をさせていただきます。1 ページをお願いします。  
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてでございます。件数は 4 件、内訳といたしまして、田のみ 6 筆の計 2,383.15 m<sup>2</sup>でございます。

次のページをお願いします。内訳といたしましては、全て所有権移転でございます。それでは 1 - 1 ページをご覧ください。

1 番、こちらは売買でございます。受人は隣接地の通町の田 1 筆を譲り受けて経営の拡大をしたいとの申請でございます。申請地は通町地内 国道 4 2 号 通町 2 交差点より北東へ 20m に位置する農業振興地域外農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は 3 名でございます。

2 番、こちらは贈与でございます。受人は一色町の田 1 筆を譲り受けて経営の拡大をしたいとの申請でございます。申請地は一色町地内 汐合大橋より北西へ 200m に位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は 4 名でございます。

3 番、こちらにも贈与でございます。受人は一色町の田 3 筆を譲り受けて経営の拡大をしたいとの申請でございます。申請地は一色町地内に点在する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は 4 名でございます。

4 番、こちらは売買でございます。受人は隣接地の小俣町宮前の田 1 筆を譲り受けて経営の拡大をしたいとの申請でございます。

申請地は小俣町宮前地内 JR 宮川駅より東へ 390m に位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は 2 名でございます。

議案第 1 号の説明は以上でございます。書類の審査及び現地調査の結果、いずれも農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可相当としております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

<p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、1号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p> <p>異議なしということでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。</p> <p>続きまして議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。</p>
<p>係 長</p>	<p>2ページをお願いします。議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。件数は1件、内訳といたしまして、田のみ1筆の934㎡でございます。</p> <p>次ページ、2-1ページをご覧ください。</p> <p>1番、申請者は船江2丁目の田1筆の内934㎡を太陽光発電設備 設置面積535.77㎡としたいとの申請にございます。申請地は船江2丁目地内 桧尻川排水機場より東へ20mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除として周囲にフェンス・土羽を設置するとのことでございます。</p> <p>議案第2号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、資金面からも転用確実に転用やむをえないものと判断しておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらどうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、2号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

異議なしということでございますので、議案第2号の農地法第4条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

係 長

3ページをお願いします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。件数は18件、内訳といたしまして、田が10筆3,339㎡、畑が14筆7,353㎡の計24筆10,692㎡です。詳細についてご説明申し上げます。

次ページ(3-1)をご覧ください。

1番、売買でございます。受人は一之木5丁目の畑1筆を譲り受けて、住宅2階建て1棟 建築面積87.15㎡としたいとの申請でございます。申請地は一之木5丁目地内 市立厚生中学校より北へ130mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。建ぺい率は27%、排水は南側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置することとでございます。

2番、こちらも売買でございます。受人は小木町の田1筆を譲り受けて、住宅平屋建て1棟 建築面積84.46㎡及びカーポート 30.93㎡としたいとの申請でございます。申請地は小木町地内 箕曲神社に隣接する第3種農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。建ぺい率は23%、排水

は東側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのこととございます。

3番、こちらは贈与でございます。贈与者の好意により馬瀬町の田1筆を譲り受けて、隣接地の畑1筆82㎡（転用許可済）とあわせて一体利用することで、受贈者が駐車場3台分としたいとの申請にございます。申請地は馬瀬地内 馬瀬橋より北西へ90mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロック及び波板柵を設置するとのこととございます。

4番、こちらは売買でございます。受人である磯町で建築工事業を営む有限会社伊勢地撰 代表取締役 金森 聡一郎さんが、大湊町の田2筆を譲り受け、資材置場としたいとの申請にございます。申請地は大湊町地内 大湊町津波避難施設より北西へ90mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除として周囲にコンクリートブロックを設置するとのこととございます。

5番、こちらは賃貸借でございます。借人である多気郡明和町で建築業を営む五十鈴建築工業株式会社 代表取締役 松葉 芳博さんが、田1筆を賃貸借により借り上げて自社用の資材置場としたいとの申請にございます。申請地は神田久志本町地内 伊勢警察署より北西へ60mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除として周囲にコンクリートブロックを設置するとのこととございます。

6番、こちらは使用貸借でございます。借人は義母名義の黒瀬町の田1筆を借り受けて、借人が申請地に住宅2階建て1棟 建築面積 112.83㎡としたいとの申請にございます。申請地は黒瀬町地内 JR五十鈴ヶ丘駅より北東へ120mに位置する第3種農地でございます。本申請につきましては、既に転用してしまったとのことで始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので現況地目は棒線表記となります。建ぺい率は56%、排水は、北側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのこととございます。

7番、こちらは売買でございます。受人である小木町で建設業を営む石川商工株式会社 代表取締役 石川 雄一郎さんが、佐八町の畑1筆を譲り受けて、駐

車場 13 台分としたいとの申請にございます。申請地は佐八町地内 川原神社より西へ 120m に位置する第 2 種農地にございます。本申請につきましては、既に転用してしまったとのことで始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので現況地目は棒線表記となります。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

8 番、こちらは使用貸借でございます。借人は義父名義の磯町の田 1 筆を借り受けて、借人が申請地に住宅平屋建て 1 棟 建築面積 113.86 m<sup>2</sup> としたいとの申請にございます。申請地は西豊浜町地内 市立豊浜西小学校より南へ 20m に位置する第 2 種農地にございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。建ぺい率は 25%、排水は合併浄化槽をへて北側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

9 番、こちらは賃貸借でございます。借人は東豊浜町の畑 1 筆を借り受けて、太陽光発電設備 設置面積 219.34 m<sup>2</sup> としたいとの申請にございます。申請地は東豊浜町地内 東豊浜町津波避難施設より南へ 110m に位置する第 2 種農地にございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除として周囲にフェンスを設置するとのことでございます。なお、賃貸借期間は 20 年間となっており、双方協議の上更新することができるとなっております。

10 番、こちらも賃貸借でございます。借人は東豊浜町の畑 1 筆を借り受けて、太陽光発電設備 設置面積 245.93 m<sup>2</sup> としたいとの申請にございます。申請地は東豊浜町地内 豊北漁港より西へ 190m に位置する第 2 種農地にございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除として周囲にフェンスを設置するとのことでございます。なお、賃貸借期間は 20 年間となっており、双方協議の上更新することができるとなっております。

11 番、こちらも賃貸借でございます。借人は東豊浜町の畑 2 筆を借り受けて、太陽光発電設備 設置面積 259.22 m<sup>2</sup> としたいとの申請にございます。申請地は西豊浜町地内 伊勢市豊浜支所より北東へ 300m に位置する第 3 種農地にございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除として周囲にフェンスを設置するとのことでございます。なお、賃貸借期間は 20 年間と

なっており、双方協議の上更新することができるとなっております。

12番、こちらは売買でございます。受人である松阪市愛宕町で不動産業を営むカインド・ファクトリー株式会社 代表取締役 中西 秀 さんが、栗野町の田2筆を譲り受けて、建売住宅3棟 建築面積202.50㎡及びカーポート3棟建築面積46.22㎡ 建築面積 計248.72㎡としたいとの申請でございます。申請地は栗野町地内 市立城田中学校より北へ40mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。建ぺい率は26%、排水は合併浄化槽をへて西側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロック及びコンクリート擁壁を設置するとのことでございます。

13番、こちらは賃貸借による一時転用でございます。借人である黒瀬町で建設業を営む株式会社丸宗土建 代表取締役 川本 幸宏さんが、三重県が発注した令和2年度 総流防（河川）第A08-42分0002号一級河川五十鈴川河川改修（堤防強化対策）工事（その2）を受注した関係で、鹿海町の田1筆を令和4年4月30日まで賃貸借により借り上げて工事用の仮設事務所及び車両置場としたいとの申請でございます。申請地は鹿海町地内 鹿海神社より南へ610mに位置する農用地区域内農地でございます。本申請につきましては、農用地区域内農地ですので、転用は原則不可でございますが、農地法施行令第11条第1項第1号イに規定される「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当することから、不許可の例外に該当するものでございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は、雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリート擁壁を設置するとのことでございます。

14番、こちらは贈与でございます。受贈者は母親名義の円座町の畑2筆を譲り受けて、一体利用地の土地（受人所有の宅地3筆計658.90㎡）とあわせて、車庫兼倉庫 建築面積61.06㎡を建てたいとの申請でございます。なお、一体利用地には既設建物4棟（母屋及び倉庫等）計232.02㎡があります。申請地は円座町地内 円座公民館より東へ160mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は雨水のみで排水樹より自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

15番、こちらは売買でございます。受人である二見町荘で金型製作業を営む沖見さんが、二見町西の畑1筆を譲り受け、駐車場3台分としたいとの申請にご

ございます。申請地は二見町西地内 西児童公園より南東へ800mに位置する第3種農地でございます。本申請につきましては、既に転用してしまったとのことで始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので現況地目は棒線表記となります。排水は、雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては現状のまま使用して問題ないとのことでございます。

16番、こちらも売買でございます。受人である茨城県牛久市で便利業等を営む株式会社そめや 代表取締役 池辺 啓一さんが、伊勢支店(船江4-3-1)の資材置場や車両置場等の集約化を図るため、二見町西の畑2筆を譲り受けて、倉庫建築面積92.40㎡と車両置場及び洗車場、コンテナ置場としたいとの申請でございます。申請地は二見町西地内 西児童公園より北へ520mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水及び洗車排水(油脂なし)のみで南側既設道路側溝へ放流とし、被害防除として周囲にフェンスを設置するとのことでございます。

17番、こちらも売買でございます。受人である松阪市大黒田町で畜産業を営む有限会社谷岡畜産 代表取締役 谷岡 由美さんが小俣町明野の畑2筆を譲り受けて、飼料置場建築面積475㎡と大型貨物車両置場としたいとの申請でございます。申請地は小俣町明野地内 北明野墓地より東へ330mに位置する農用地区域内農地でございます。本申請につきましては、農用地区域内農地ですので、転用は原則不可でございますが、農地法施行令第11条第1項第2号イに規定される「農業用施設の用に供するために行われるもの」に該当することから、不許可の例外に該当するものでございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は、雨水のみで自然浸透及び北側受人宅地内の側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。そして本案件は、転用面積が3,000㎡を超える案件ですので三重県農業会議の常設審議委員会に諮る案件になります。この10月11日に開催された三重県農業会議 常設審議委員会に諮問しましたところ、適切との答申をいただいたところです。

18番、こちらは使用貸借でございます。借人は、父名義の小俣町明野の畑1筆を借り受けて、借人が申請地に住宅2階建て1棟 建築面積102.50㎡としたいとの申請でございます。申請地は小俣町明野地内 近鉄明野駅より西へ470mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。建ぺい率は36%、排水は南側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコン

	<p>クリートブロックを設置するとのことでございます。</p> <p>議案第3号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。</p> <p>また、資金面からも転用確実で、転用やむをえないものと判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。</p>
山口委員	<p>始末書についてですが、着工してあるからといって認めるという具合でよいのでしょうか。始末書を出せば認められるという風潮ができてはまずいと思います。</p>
出口委員	<p>以前もお話しさせていただいたと思いますが、個人の転用であれば知らずにやってしまったということもあり得るかもしれませんが、業者の転用の場合は事後に始末書を出せばよいだろうと思われれば農業委員会の審議の意味がなくなってしまうのではないのでしょうか。県下の他の市町の中で罰則等を設けているところがあるか調べていただいて、今後の伊勢市の方針を決めていかないと同じことの繰り返しになると思います。</p>
係長	<p>実際事前着工している中で、申請人ではなくその親などが既に倉庫などを建ててしまったという本当に悪意のないケースもございます。ただ、今言われたように業者の場合は悪意がないのかわからないところもあります。</p>
出口委員	<p>だから業者に関しては是正の通知を出せばいいと思いますし、個人の方に関しては知らずに着工してしまったケースについてはやむを得ないと思います。罰則等の実施方法については他の自治体がどのようにしているかもあると思いますので、実施の例を挙げながら伊勢市はこのようにしていくという方針を協議にかければよいのではないでし</p>

議 長	<p>ようか。</p> <p>私も常設審議委員会で県下の他の市町に状況を聞いてみます。</p>
出口委員	<p>例えば施主さんからの工期の話があつて、あえて手続きをすっぽかすということもあり得ると思いますが、それは許されないということ を理解してもらうために周知をしていかないといけないと思います。 ただ、広報誌に掲載してもしっかり読んでいる人は少ないと思うので、 広報誌だけでなく業者への通知文などを出さないと徹底されないと思 います。</p>
川端委員	<p>私も業者に少し話を聞いたことがありますが、やはり始末書は後か ら出せばよいと事前着工する業者があるように思います。処罰までは 難しいと思いますが、今後のことについては他の市町にも状況を聞い ていただいて、建設業者などには通知文を出すなどしたほうがよいか と思います。</p>
係 長	<p>ご意見ありがとうございます。事務局の方でも他の市町への確認を しながら通知文などについて検討させていただきたいと思います。</p>
北村委員	<p>事務局も他の市町を参考にさせていただいて、実際は厳しい処罰につ いては不可能だとは思いますが、業者への是正の通知は必要だと思 います。</p>
議 長	<p>ほかに何かございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もない ようでございますので、3号議案を許可いたしたいと思いますが、ご 異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p> <p>ご異議なしということでございますので、議案第3号 農地法第 5条の規定による許可申請については、これを承認し、許可すること</p>

<p>係 長</p>	<p>に決定いたしました。</p> <p>続きまして議案第4号 非農地証明願についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。</p> <p>4ページをお願いします。議案第4号 非農地証明願についてでございます。件数は2件、内訳といたしまして、畑が4筆の818㎡でございます。詳細についてご説明させていただきます。</p> <p>次ページ（4-1）をご覧ください。</p> <p>1番、鹿海町字西の畑3筆で現況は山林でございます。こちらは昭和59年頃から山林化し現在に至るとのことで、国土地理院認証の航空写真を提出した上で、非農地証明の願い出があがっております。</p> <p>2番、小俣町元町の畑1筆で現況は宅地でございます。こちらは昭和48年に住宅を建築し、利用していたとのことで、課税証明書を提出した上で、非農地証明の願い出があがっております。</p> <p>議案第4号の説明は、以上でございます。現地調査及び書類審査の結果、非農地証明の要件を満たしておりますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。</p> <p>（異議なしの声あり）</p> <p>ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、4号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>

(異議なしの声多数あり)

ご異議なしということですので、議案第4号 非農地証明願については、これを非農地とみなし、証明書を下付することに決定いたしました。

続きまして、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)を議題といたします。農林水産課から説明を求めます。

青木  
(農林水産課)

それでは、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)を説明させていただきます。件数は163件で、田が278筆の386,284㎡、畑が29筆の24,368㎡、計307筆の410,652㎡でございます。次のページの農用地利用集積計画の概要をご覧ください。

内訳といたしまして、

◇2年5ヶ月の利用権(賃貸借権)の設定が1件で、田のみ1筆の2,076㎡。

◇5年間の利用権(賃貸借権)の設定が16件で、田が25筆の45,067㎡、畑が3筆の2,140㎡、計28筆の47,207㎡。

◇5年間の利用権(使用貸借権)の設定が1件で、田のみ1筆の390㎡。

◇6年間の利用権(賃貸借権)の設定が1件で、田のみ3筆の4,431㎡。

◇10年間の利用権(賃貸借権)の設定が72件で、

田が124筆の167,160㎡、畑が13筆の11,114㎡、計137筆の178,274㎡。

◇10年間の利用権(賃貸借権)の移転が72件で、

田が124筆の167,160㎡、畑が13筆の11,114㎡、計137筆の178,274㎡。

以上件数は163件で、田が278筆の386,284㎡、畑が29筆の24,368㎡、計307筆の410,652㎡でございます。計画の概要、詳細につきましては、次のページ以降をご覧ください。よろしくお願いいたします。

議長

農林水産課提案の議案について説明が終わりました。この内26と27番、44と45番、50と51番、88と89番、148と149番、150と151番は、もりきた まさひろ 森北 雅弘委員に関係する分でございます。ひとまず森北委員に御退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思っております。

(森北委員退席)

本件について何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願い

いします。

(異議なしの声あり)

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしとのことでございますので、議案第5号中の森北委員に関係する分については承認することに決定いたしました。

それでは、森北委員にお戻りをいただきたいと思います。

(森北委員着席後、審議再開)

それでは、議案第5号のその他の案件について審議に入りたいと思います。何か質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、5号議案について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

異議なしとのことでございますので、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)は、これを承認することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本日みなさん方にご審議を頂戴いたします案件は、全て終了いたしました。ありがとうございました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。事務局から報告願います。

<p>係 長</p>	<p>続きまして報告事項でございます。次のページをお願いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農地法第3条による使用貸借契約の合意解約による通知書について ……1件（説明内容記録省略）</li> <li>2. 農用地利用集積計画の中途解約について ……9件（説明内容記録省略）</li> <li>3. 農地利用変更届出書について ……3件（説明内容記録省略）</li> <li>4. 農地の転用事実に関する照会書について（津地方法務局伊勢支局より） ……2件（説明内容記録省略）</li> </ol> <p>報告事項は、以上でございます。よろしくお願いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上が報告事項でございます。報告事項でございますので、特にご異議がございません限り、ご承認いただきますようお願いいたします。引き続きまして、「その他」について、事務局ありましたらお願いします。</p>
<p>係 長</p>	<p>それでは事務局から1点、連絡させていただきます。</p> <p>10月の現地調査のお願いでございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10月27日（水） 山添 久憲 委員、 山口 和男 委員</li> <li>・10月28日（木） 神廣 敏夫 委員、 北村 安弘 委員</li> </ul> <p>にそれぞれお願いをさせていただいております。当日9時までに、市営吹上駐車場へお越しいただきますようお願い致します。</p> <p>連絡は以上でございます。ありがとうございました。</p>
<p>議 長</p>	<p>その他、委員のみなさん方からご意見等ございませんか。</p>

それでは、特にないようでございますので、第190回の総会を閉じさせていただきます。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

上記のとおり会議の顛末を記し、ここに署名する。

伊勢市農業委員会 総会

議 長 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_